

TAX AND CORPORATE SERVICES

付加価値税 (VAT)

2014年1月1日以後に設立された会社のVAT納付方式の通知

2014年3月17日付けで税務総局は2014年1月1日以後に設立された会社のVAT納付方式の通知に関するガイドラインとしてオフィシャルレター（以下、OL）858/TCT-KKを発行しました。主な内容は以下の通りです。

- ・ 統一企業法に基づいて2014年1月1日以後に設立されている企業は、投資ライセンスを入手次第、財政省が2013年11月6日に発行したCircular156/2013/TT-BTCに添付されているForm06/GTGTを、管轄税務当局に提出し、VAT納付方式を通知する必要があります。
- ・ 2014年1月1日以後設立された会社が控除方式（インボイス方式）を適用できるための条件：
 - ✓ 控除方式（インボイス方式）適用のためのForm06の提出し、VATインボイスの発行することを通知していない企業は、Form06を提出すること。
 - ✓ 控除方式（インボイス方式）適用の通知を提出しておらず、税務当局から帳簿方式用のインボイスを既に購入した企業は、2014年は帳簿方式を適用し、2014年の売上額に基づいて、2015年、2016年のVATの納付方式を再決定します。

法人所得税 (CIT)

Circular45/2013/TT-BTCに規定された固定資産の要件を満たさない資産

税務総局が2014年3月5日付で発行したOL661/TCT-CSによると、財政省が2009年10月20日に発行したCircular203/2009/TT-BTCに従い固定資産として計上し、減価償却されている資産が、財政省が2013年5月24日付で発行したCircular45/2013/TT-BTC（以下、Circular45）第3条に規定された固定資産の要件を満たさない場合には、当該資産の残存簿価は会社の事業費用として、Circular45の発効日（2013年6月10日）から3年以内で償却されます。

個人所得税 (PIT)

租税条約に基づく免税申請

税務当局が2014年2月21日付で発行したOL518/TCT-HTQTによると、免税申請の法令上の提出期限を過ぎた場合でも、3年間以内であれば、租税条約に基づく免税申請が可能であり、当該個人は免税適用対象と認められます。当該免税申請書提出の遅延は脱税ではなく手続違反の罰則対象になります。

Contact us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務
税務・投資・コーポレートサービス
ビジネス・アドバイザー・サービス
ファイナンシャル・アドバイザー・サービス
ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

-谷中靖久
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

-古屋 秀規
アシスタント マネージャー
E-mail: hfuruya@kpmg.com.vn

-松木 摩耶子
公認会計士(日本)
アシスタント マネージャー
E-mail: mmatsuki@kpmg.com.vn

- Pham Thi Thu Huong - 日本語可
シニア
E-mail: huongtpham@kpmg.com.vn

46th Floor, Keangnam Hanoi
Landmark Tower 72 Building,
E6 Pham Hung Street,
Me Tri, Tu Liem, Hanoi
Tel: +84 4 3946 1600
Fax: +84 4 3946 1601

Ho Chi Minh City

- 渡 喬
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: takashiwatari@kpmg.com.vn

- 田村陽一
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: ytamura1@kpmg.com.kh

- Nguyen Thi My Duy - 日本語可
アシスタント マネージャー
Email: duynguyen@kpmg.com.vn

10th Floor, Sun Wah Tower
115, Nguyen Hue Street
District 1, Ho Chi Minh City
Tel: +84 8 3821 9266
Fax: +84 8 3821 9267

www.kpmg.com.vn

ベトナムデスク

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

Otemachi Financial City South Tower,
9-7 Chiyoda-ku, Tokyo, 1008172
中谷 剛之 シニアマネージャー
Email: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com
Tel: +81 3354 8805
Fax: +81 3354 8815

大阪事務所

Ginsen Bingomachi Bldg, 6-5, 3-Chome
Kawara-Osaka-541-0048
桂木 茂 パートナー
Email: shigeru.katsuragi@jp.kpmg.com
Tel: +81 6 7731 1000
Fax: +81 6 7731 1011